

「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画の フォローアップ指針における調査事項記載要領(繊維関係)

I. 基礎情報

設問 1～2

特になし。

設問 3

(例) 企業A → 企業B → 貴社 → 企業C
完成品メーカー 1次下請 2次下請 3次下請

上記例の場合、貴社の地位は二次となります。

設問 4

貴社単独での資本金額をお答えください。

設問 5

貴社単独での従業員数をお答えください。

設問 6

貴社単独での年間売上高をお答えください。

II. 重要改善指標 (プロセス)

【用語の定義】

(i) 「実施済」、「実施中」、「未実施」の程度について

実施済 (80～100%)	実施中 (40～80%)	未実施 (0～40%)
社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでおり、実行できている。	社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりを進めているところである、あるいは準備しているところであるが、実行できているのは一部に留まっている。	社内での周知・浸透や業務の仕組みづくりが十分に進んでいない。

(ii) 「発注側の立場」と「受注側の立場」について

「発注側の立場」については、貴社が、発注者として取引先に対して取り組んでいることについてお答えください。また、「受注側の立場」については、貴社が、受注者として取引先から受けている取組の状況についてお答えください。

なお、「受注側の立場」での回答にあたっては、発注側の企業数（うち実施している企業数）を想定してご回答ください。

設問 7

「関係法令」は、下請代金支払遅延等防止法（運用基準、通達等を含む）及び下請中小企業振興法（振興基準等を含む）のことを指します。また、「指針」は業種別の下請ガイドラインのことを指します。

なお、取組の結果として実行できているかどうかについては、Ⅲで確認することとしています。

設問 8～12

特になし。

設問 13

■ 振興基準第4-1) - (3)、(4)より引用

(3) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号)に記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき(円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係)」等の違反事例など、下請法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。

(4) 親事業者は、原価低減要請(原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。)を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く要請と受け止められることがないようにする。

[原価低減要請に関する望ましくない事例]

- ① 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。
- ② 目標数値のみを提示しての原価低減要請、見積もりや提案要請をすること
- ③ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して、事実上、原価低減を押し付けること
- ④ 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めること。

設問 14～25

特になし。

設問 26

(例) 企業A → 貴社 → 企業B → 企業C
完成品メーカー 1次下請 2次下請 3次下請

上記例の場合、直接の取引先(企業B)のみならず、その先の取引先(企業C)にまで働きかけを実施しているかを回答してください。なお、基本的には企業Bを通じて企業Cに働きかけを行うことを想定していますが、各団体の行動計画において、企

業Cに対して直接働きかけることも想定している場合には、これについても実施しているものとして考えて差し支えありません。

Ⅲ. 重要改善指標（結果、取引条件）

【用語の定義】

(i) 「発注側の立場」と「受注側の立場」について

「発注側の立場」については、貴社が、発注者として取引先に対して取り組んでいることについてお答えください。また、「受注側の立場」については、貴社が、受注者として取引先から受けている取組の状況についてお答えください。

設問 27

特になし。

設問 28

(i) 主たる製品・部品価格の価格動向について、全体の傾向としてお答えください。

反映できた (80~100%)	一部反映できた (40~80%)	あまり反映できなかった (0~40%)
基本的には、取引先の社数を想定して回答することとしますが、必要に応じて取引額を想定して回答することは差し支えありません。なお、価格について、コスト等の大きな変動がなかった場合でも、そのことが内訳として考慮されていることをもって「反映できた」と回答して差し支えありません。なお、そもそも変動の影響を受けない場合は、「該当なし」と回答してください。		

(ii) 「②最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動」

労務費に関する協議の仕組みがあり一定の反映ができた場合には「反映できた」、協議の仕組みはあるが要請がなかった場合には「一部反映できた」、協議の仕組みもなく反映ができていない場合には「あまり反映できなかった」と整理します。

■ 振興基準第4-1) - (2) より引用

親事業者と下請事業者双方が協力して、継続的な競争力を確保するため、現場の生産性改善などに取り組む原価低減活動を行う場合、当該活動後の取引対価は、その原価低減の効果に係る双方の寄与度に応じて、合理的に設定されなければならない。

[取引対価への反映に関する望ましくない事例]

- ① コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価への反映を押し付けること。
- ② 下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

設問 29~30

特になし。

設問 3 1

下請法対象取引に該当する下請代金の支払にあたって、発注金額により、異なる支払条件を適用している場合には、その中でも手形等の支払割合が多いもの（現金払いの割合が少ないもの）を念頭にご回答ください。

設問 3 2

特になし。

設問 3 3

手形等の割引料等の負担については、あらかじめ親事業者と下請事業者の間で、以下のような協議がなされて、下請事業者の負担とすることの無いよう下請代金の額が決定されることを想定しています。

- ①下請事業者が、手形等の現金化に係る割引料等のコストの親事業者負担を望むか
否か
- ②望む場合、これを加味・考慮した下請代金の額

設問 3 4、3 5

特になし。

設問 3 6

製造委託を行うすべての取引の代金支払にあたって、発注金額により、異なる支払条件を適用している場合には、その中でも手形等の支払割合が多いもの（現金払いの割合が少ないもの）を念頭にご回答ください。

設問 3 7

「約束手形の利用の廃止」とは、現金振り込み払いもしくは電子記録債権等の電子的決済手段への移行を指します。

設問 3 8～4 0

特になし。

設問 4 1～4 3

「大企業」は、中小企業基本法の中小企業者の範囲を超える事業者を「大企業」と想定してご回答ください。

■ 中小企業基本法第2条第1項（中小企業者の範囲及び用語の定義）を参考

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

詳細は中企庁 HP も御覧ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

設問 4 1

下請代金の支払にあたって、発注金額により、異なる支払条件を適用している場合には、その中でも手形等の支払割合が多いもの（現金払いの割合が少ないもの）を念頭にご回答ください。

設問 4 2

手形等の割引料等の負担については、あらかじめ親事業者と下請事業者の間で、以下のような協議がなされて、下請事業者の負担とすることの無いよう下請代金の額が決定されることを想定しています。

- ①下請事業者が、手形等の現金化に係る割引料等のコストの親事業者負担を望むか
否か
- ②望む場合、これを加味・考慮した下請代金の額

設問 4 3～4 4

特になし。

IV. 働き方改革・天災等への対応

設問 4 5～4 9

特になし。

V. その他

設問 5 0

特になし。

以 上